

第6回入善町農業委員会議事録

平成30年1月9日午後3時00分から第6回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 15名

1番 五十里 章	4番 高澤 清晶	5番 島瀬 康一	6番 塚田 周一
8番 松原 二美榮	9番 米山 義隆	10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫
12番 谷口 和子	13番 米田 喜代美	14番 山崎 林太郎	15番 愛場 義豊
16番 田中 吉春	17番 酒井 良博	18番 長原 均	

欠席委員 3名

2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	7番 城崎 久満
----------	----------	----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩 芳宣
入善町農業委員会	係長	島尻 淳子
入善町農業委員会	主事	上田 敬章
入善町農業委員会	主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第18号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第19号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第6	議案第20号 農地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第21号 入善町農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦労様です。明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

昨年7月より、新しい農業委員会法の基、新しい委員会として発足したところであり、3年という任期の間、職を務めることとなります。

新しい法になり、委員の外に農地利用最適化推進委員が置くこととなりましたが、入善町におきましては要件により設置しなくてもよい委員会であります。ただ、推進委員の職務も委員が兼ねる必要があります。今のところ実感はありませんが、今後その職務も担っていただきたいと思います。

その第一歩として、毎年開催しております認定農業者との意見交換会で、地域農業をどのように守り、進めていくかを話し合いたいと考えております。農業委員の皆様には農業者のリーダーとして地域農業を引っ張って行って欲しいと思います。

本日は、総会後新年会もごさいます。その場には町長や議長も参りますので、有意義な意見交換ができればと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第6回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。9番米山委員と13番米田委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は五十里〇〇番、台帳地目、現況地目はともに田、面積は1,433㎡です。譲渡人は入善町下飯野新〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町五十里〇〇番地の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が仲間田の一部として耕作しておりましたが、所有権を移転するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、通作距離は車で5分であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が50年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、15,629㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、塚田委員にいただいております。

以上、1件の申請です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

塚田委員

仲間田の一部で、譲受人がすでに耕作している農地ですので問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第18号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第18号、農地法第5条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、4件の申請です。

申請番号1番。申請地は入善町神林〇〇番2の計1筆、台帳地目、現況地目は全て田で、合計面積は250㎡です。

譲渡人は、入善町神林〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町入膳〇〇番地〇〇の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

申請者の〇〇さんは、現在、妻と子の3人で町内のアパートで生活していますが、妻が出産予定であり、現在住んでいるアパートでは手狭なため、父と母の共有名義となっている申請地を借り受けて、自己の住宅を新築する計画をたてたことにより、今回の転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの c の (e) による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。申請地は平成 30 年 2 月 5 日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号 2 番。申請地は入善町上野〇〇番、外 2 筆の計 3 筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は 1,928 m²です。

譲渡人は、入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「貸資材置場・建設工事用車両置場」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の〇〇さんは、〇〇の代表取締役であり、今回、〇〇さん個人で土地を譲り受け、〇〇さんが賃貸することとなっています。

〇〇は、近年、業績が飛躍的に向上し、資材置場、建設工事用車両及び従業員の駐車場が不足しているため、会社から約 80m の距離にある申請地の存在を知り、今回の転用申請となりました。

申請地は、4 トンダンプ 1 台、4 トンユニット 1 台、高所作業車 1 台、軽トラ 2 台、軽ワゴン 4 台、ユンボ 1 台、従業員駐車場 8 台、来客用駐車場 3 台分の駐車スペース等として、申請面積は必要な面積と考えられます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「貸資材置場・建設工事用車両置場」であり、運用通知第 2 の 1 の (1) のイの c の (e) による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第 2 種農地、第 3 種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。申請地は昭和 50 年 11 月 25 日に農振農用地から除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号 3 番。申請地は入善町道市〇〇番 3、外 1 筆の計 2 筆、台帳地目は田、現況地目は畑で、合計面積は 41.01 m²です。

譲渡人は、入善町道市〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町道市〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「駐車場敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の〇〇さんは、金属部品の下請け加工業を営んでいる個人事業主です。

譲受人は、現在、原料受注、製品支払を行うための 4 トントラックを駐車する場所がなく、荷物等の積み下ろしは町道上で行っており、通行障害と利便性の観点から不都合なため、既存の工場に隣接する申請地を譲り受けて駐車場敷地としてりようする計画をたてたことにより、今回の転用申請となりました。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第 1 種農地であると判断します。

第 1 種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「駐車場敷地」であり、運用通知第 2

の1の(1)のイのcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は昭和47年2月25日に農振農用地から除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号4番。申請地は入善町五十里〇〇番1の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は498㎡です。

譲渡人は、入善町福島〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町柵山〇〇番1〇〇の〇〇さんです。転用目的は「農家分家住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

譲受人の、〇〇さんは、現在、妻と子供2人の計4人で柵山のアパートで生活していますが、子供の成長に伴い手狭になったため、妻の祖父から申請地を借り受けて、妻の実家近くに一般住宅を新築する計画であることから、今回の転用申請となりました。

申請地は住宅、2台分のカーポート、来客用駐車場、庭等として利用し、面積は498㎡で、住宅の面積基準を満たしています。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農家分家住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイのcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われれます。

申請地は平成30年2月5日に農振農用地から除外予定であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、4件です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

鍋嶋会長

申請番号2番ですが、申請面積1,928㎡を全てアスファルト舗装か何かにする予定でしょうか。また、雨水排水については、大丈夫でしょうか。

事務局

全てアスファルト舗装にする予定です。雨水排水については、入善土地改良区と協議を重ねているため、問題はありません。

米山委員

申請地にお墓があると思いますが、どうする予定でしょうか。

事務局

お墓は別の場所に移動することで話を進めており、問題はありません。

議長（鍋嶋 太郎）

他にございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第18号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

次に、日程第6、議案第20号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第20号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成30年1月9日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規2件、再設定9件、合計11件の申請があります。

まず、新規です。

申請番号1番。新屋〇〇、地目は田、面積は765㎡。公益社団法人入善町農業公社を通して、貸付人は富山市清風町〇〇番地の〇〇さん外1名、借受人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり11,200円で期間は5年です。

申請番号2番。今江〇〇外1筆、地目はすべて田、面積は合計4,717㎡。貸付人は黒部市若栗〇〇番地の〇〇さん、借受人は朝日町藤塚〇〇番地の〇〇さん、借賃は借受人の定める通りで期間は10年です。

続きまして、再設定です。

申請番号3番。新屋〇〇外4筆、地目はすべて田、面積は合計4,387㎡。公益社団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町新屋〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり11,200円で期間は5年です。

申請番号4番。入善町下山〇〇外3筆、地目はすべて田、面積は合計6,359.11㎡。貸付人は朝日町金山〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は朝日町金山〇〇番地1の〇〇、借賃は借受人の定める通りで期間は9年です。

申請番号5番。入善町田ノ又〇〇外4筆、地目はすべて田、面積は合計11,380㎡。貸付人は入善町田ノ又〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町櫛山新〇〇番地の〇〇、借賃は借受人の定める通りで期間は8年です。

申請番号6番。舟見〇〇外4筆、地目はすべて田、面積は合計12,667㎡。公益社団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり舟見〇〇、舟見〇〇は10,000円、舟見〇〇は12,200円で、外は13,300円で期間は5年です。

申請番号7番。舟見〇〇、地目は田、面積は34㎡。公益社団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり10,000円で期間は5年です。

申請番号8番。舟見〇〇、地目は田、面積は49㎡。公益社団法人入善町農業公社を通して、貸付人は朝日町不動堂〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり10,000円で期間は5年です。

申請番号9番。舟見〇〇、地目は田、面積は461㎡。公益社団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあた

り10,000円で期間は5年です。

申請番号10番。舟見〇〇、地目は田、面積は10㎡。公益社団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり10,000円で期間は5年です。

申請番号11番。入善町中沢〇〇、地目は田、面積は3,077㎡。貸付人は富山県滑川市上小泉〇〇番地〇〇の〇〇さん、借受人は入善町野中〇〇番地の〇〇、借賃は借受人の定める通りで期間は10年です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。
よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第16号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第7、議案第21号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第21号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。平成30年1月9日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農振除外は、3ヶ月に1度の受付であり、今回は平成30年1月9日受付分について、意見を求めることとなります。今回は、農振除外の申請が6件と、軽微変更の申請が1件あります。

まず、農振除外から説明します。

受付番号1番。除外願出者は入善町青木〇〇番地の〇〇さん、借受人は黒部市立野〇〇番地1〇〇号の〇〇さんです。除外対象地は、青木地区青木〇〇、地目は田、面積は285㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの成長により一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

願出者と借受人は親子です。借受人は、現在、妻と子どもの3名で黒部市のアパートで生活していますが、子どもの成長にともない手狭になってきたことから、申請地を借り受けて、実家の隣接地に住宅を新築する計画です。

申請面積は286㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、駐車場、庭等として利用するための必要最小限な面積です。

夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいことから、実家の傍で建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、主要地方道に面し、団体的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約35.7ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は285㎡と小規模であり、除外後においても所有等農地は合わせて35.6ヘクタールを維持する（農業経営面積0.08%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が286㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんがい事業等の実施済地ですが、平成14年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号2番。除外願出者は入善町青木〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町青木〇〇番地17の〇〇さんです。除外対象地は、青木地区青木〇〇、地目は田、面積は98㎡で、除外後の用途は駐車場敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、譲受人の家族それぞれが自動車を所有しているため、自動車を駐車するスペースが不足したものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人は、妻と子供の計4人で生活し、それぞれが自動車を所有していることから、車庫を建設したのですが、その際、農地法の手続きをとっていなかったことが判明したため、今回始末書をつけての申請となりました。

申請面積は98㎡と、自動車2台分を駐車するための必要最小限な面積です。

申請地は、駐車場敷地であるため、既存地の近くで建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に近接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約44.9ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は98㎡と小規模であり、除外後においても所有等農地は合わせて44.9ヘクタールを維持する（農業経営面積0.02%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が98㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんがい事業等の実施済地ですが、平成14年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号3番。除外願出者は入善町青木〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町上飯野〇〇番地1〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、青木地区青木〇〇、地目は田、面積は331㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、妻が出産予定であることから一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人は、現在、妻と町内のアパートで生活していますが、妻が出産予定であるため、申請地を譲り受けて、実家の近接地に住宅を新築する計画です。

申請面積は331㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、庭、通路等として利用するための必要最小限な面積です。

夫婦共働きであるため、実家の両親に子どもの面倒を見てもらいたいことから、実家の傍で建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に近接し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化そ

の他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約44.9ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は331㎡と小規模であり、除外後においても所有等農地は合わせて44.8ヘクタールを維持する（農業経営面積0.07%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる面積が331㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんがい事業等の実施済地ですが、平成14年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号4番。除外願出者は富山市呉羽町〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町上飯野〇〇番地の〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区東狐〇〇、地目は田、面積は446㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、子どもの成長により一般住宅が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

譲受人は、現在、妻と子どもの4名で町内のアパートで生活していますが、子どもの成長にともない手狭になってきたことから、申請地を借り受けて、実家の隣接地に住宅を新築する計画です。

申請面積は446㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、物置、駐車場等として利用するための必要最小限な面積です。

夫婦共働きであるため、兄夫婦に子どもの面倒を見てもらいたいことから、兄夫婦の住宅の傍で建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は兄夫婦の宅地に近接し、主要地方道に面し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約51.3ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は446㎡と小規模であり、除外後においても所有等農地は合わせて51.3ヘクタールを維持する（農業経営面積0.09%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの排水に関して、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしており、新たに宅地となる

面積が446㎡と小規模であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんがい事業等の実施済地ですが、平成14年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号5番。除外願出者は入善町芦崎〇〇番地1の〇〇さん、大阪市東住吉区今川〇〇番〇〇号の〇〇、入善町芦崎〇〇番地1の〇〇さん、滑川市堀江〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町下飯野新〇〇番地1の〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区下飯野新〇〇、地目は田、面積は1,063㎡で、除外後の用途は駐車場等敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、下飯野新地区公民館の利用者の駐車場の確保と隣接地にある神社（下飯野新神社）境内にあるゴミステーションの移動の要請があったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

現在、下飯野新地区公民館の利用者は、隣接地にある神社（下飯野新神社）の境内に車を駐車しています。また、同境内にはゴミステーションも設置されており、以前から神社より駐車場としての利用停止とゴミステーションの移動の要請があったことから、今回の申請となりました。

申請面積は1,063㎡と、自動車17台分の駐車場、ゴミステーション、通路及び参道として利用するための必要最小限な面積です。

申請地は、駐車場敷地であるため、既存地の隣接地で建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地に隣接し、町道に面しており、集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手（所有等農地面積約124.4ヘクタール）が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は1,063㎡と小規模であり、除外後においても所有等農地は合わせて124.3ヘクタールを維持する（農業経営面積0.09%減）ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稻を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの雨水排水は隣接する農業用排水路へ排水することとしていることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんがい事業等の実施済地ですが、平成14年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

受付番号6番。除外願出者は入善町下飯野〇〇番地1の〇〇さん、譲受人は入善町長 笹島春人です。除外対象地は、飯野地区下飯野〇〇、地目は田、面積は1,119㎡で、除外後の用途は工場立地用地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、町内の企業が、経営規模拡大により新たに緑地を確保するため、工場立地用地の確保が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

事業者である〇〇は、入善産のお米や水を使ったパックごはんを製造販売している企業です。少子高齢化や核家族化等によるパックごはんの需要の増加、また、東日本大震災以降、保存食としても注目を浴びるようになったことから、増産体制を強化するため、今回の申請となりました。

申請面積は1,119㎡ですが、平成31年5月には新工場の稼働が予定されており、平成30年中には社員が増加の予定であることから、福利厚生の上昇及び社員の災害時の緊急避難場所として緑地を確保するための必要最小限な面積です。

申請地は緑地であるため、効率的な生産活動を行うためには、既存地の隣接地で建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、既存工場敷地に隣接し、町道に面し集团的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、申請地からの雨水排水は発生しないこと、雨水排水は自然浸透させることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成16年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続いて軽微変更、用途区分の変更です。これは、農業上の用途を、「農地」から「農業用施設用地」に変更するもので、軽微な変更として、県知事の同意などの手続きは省略されるものです。今回は、1件の申請があります。

受付番号1番。変更願出者は神奈川県相模原市中央区矢部〇〇号〇〇の〇〇さん、借受人は入善町道市〇〇番地の〇〇です。変更対象地は、上原地区道市〇〇、地目は田、面積は802㎡で、用途区分の変更後の用途は、農業用機械格納庫等敷地です。

まず、用途区分の変更理由についてですが、農業機械を保管する新たな敷地が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法第13条第1項に該当すると考えます。

次に、要件の確認ですが、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

借受人の〇〇は、水稻を中心に現在24haを経営する農地所有適格法人です。〇〇は、これまでみな穂農業協同組合の農機具センターに農業用機械を保管していましたが、平成30年より、みな穂農業協同組合の方針が変わり、農機具センターで保管できなくなるため、今回の申請となりました。

申請面積は802㎡であり、トラクターや田植機等を保管するための農業用機械格納庫や農作業場として利用するための必要最小限の面積と認められます。

申請目的が農業用機械格納庫等敷地であり、農業経営の関係から、既存地に隣接する申請地が最も適

しており、農用地区域外には適当な土地がありません。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は町道に面し、宅地に隣接し集团的農用地の規模を分断しないこと、残地の営農について、取水排水が確保され、引き続き農業用機械による営農が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、農業用機械格納庫等敷地として利用するため、事業用排水や生活排水は発生しないこと、雨水排水については、隣接する農業用排水路へ排水する計画であることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営土地改良総合整備事業等の実施済地ですが、平成10年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

以上、農振除外6件、軽微変更1件の申請です。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

質疑、意見等がないようです。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第21号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、「異議なし」と意見を付すことに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり決定することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、事務局からその他何かありますか。

事務局

では、事務局よりご案内させていただきます。

富山県農業者協議会及び富山県担い手育成総合支援協議会主催の富山県農業者新春交歓会がとやま自由館で1月23日火曜日午前10時から開催されます。県内農業者が一堂に会し、日頃の実践活動に基づく体験や知識をもとに意見交換を行い、農業者相互の親睦を深めるものとなっていますので、農業委員の参加をよろしくお願いいたします。マイクロバスを事務局で用意いたしますので、参加される方は8時30分までに役場前に集合していただきますようよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第5回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、2月6日火曜日、午後1時30分から行いますので、よろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時22分）